

【物価高騰等影響事業者支援金】

特定非営利活動法人及び公益法人等の特例申請について

特定非営利活動法人、公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）は、下記の書類を証拠書類とすることができます。

確定申告を行っていない特定非営利活動法人、公益法人等については確定申告書の代わりに、下記の書類を提出してください。

【追加の書類】

- 各公益法人等の年間の収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
社会医療法人	損益計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書
非営利型一般社団法人	正味財産増減計算書
非営利型一般財団法人	正味財産増減計算書

- その他の公益法人等の必要追加書類については、下記までご相談ください。

■売上要件の基準月と対象月における事業収入の比較方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{基準月を含む} \\ \text{事業年度の} \\ \text{年間事業収入※} \end{array} \right) \div 12 \text{ヶ月} > \left(\begin{array}{c} \text{対象月の} \\ \text{事業収入} \end{array} \right)$$

※事業収入には補助金、助成金等を含めますが、一時的に得たものは除きます。

- 対象外となる「国・地方公共団体」補助金、助成金の例
- 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの
(ものづくり・商業・IT導入補助金等)
 - 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの
(雇用調整助成金、キャリアアップ助成金等)

問合せ先：北広島市 経済部 商工業振興課

〒061-1192（住所不要） 北広島市役所 4階 電話 011-372-3311